

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和4年8月12日
株式会社あそしあ少額短期保険

令和4年8月3日から大雨により、山形県、新潟県、石川県、福井県及び青森県で被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

担当窓口 : 0120-953-827

受付時間 : 月～金 午前9時半～午後5時 但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

事故受付 : 0120-956-834

受付時間 : 24時間365日対応

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
山形県	8月3日	米沢市 (よねざわし) 寒河江市 (さがえし) 長井市 (ながいし) 南陽市 (なんようし) 西村山郡大江町 (にしむらやまぐんおおえまち) 東置賜郡高島町 (ひがしおきたまぐんたかはたまち) 東置賜郡川西町 (ひがしおきたまぐんかわにしまち) 西置賜郡小国町 (にしおきたまぐんおぐにまち) 西置賜郡白鷹町 (にしおきたまぐんしらたかまち) 西置賜郡飯豊町 (にしおきたまぐんいいでまち)
新潟県	8月3日	村上市 (むらかみし) 胎内市 (たないし) 岩船郡関川村 (いわふねぐんせきかわむら)
石川県	8月4日	金沢市 (かなざわし) 小松市 (こまつし)

		白山市 (はくさんし) 加賀市 (かがし) 能美市 (のみし) 野々市市 (ののいちし) 能美郡川北町 (のみぐんかわきたまち)
【福井県】	8月4日	南条郡南越前町 (なんじょうぐんみなみえちぜんち ょう)
【青森県】	8月9日	弘前市 (ひろさきし) 五所川原市 (ごしょがわらし) つがる市 (つがるし) 平川市 (ひらかわし) 東津軽郡外ヶ浜町 (ひがしつがるぐんそとがはま まち) 西津軽郡鱒ヶ沢町 (にしつがるぐんあじがさわ まち) 西津軽郡深浦町 (にしつがるぐんふかうら まち) 中津軽郡西目屋村 (なかつがるぐんにしめや むら) 南津軽郡藤崎町 (みなみつがるぐんふじさ きまち) 南津軽郡大鰐町 (みなみつがるぐんおお わにまち) 南津軽郡田舎館村 (みなみつがるぐんい なかだてむら) 北津軽郡板柳町 (きたつがるぐんいたや なぎまち) 北津軽郡鶴田町 (きたつがるぐんつる たまち) 北津軽郡中泊町 (きたつがるぐんなか どまりまち)

以上